

# 中等教育専攻（B類）学生の 小学校教諭普通免許状の取得方法

2025年6月18日（水）

# 【1】 小学校教諭普通免許状の種類と取得方法

① 1種免許状（取得に必要な単位数 59単位）

→初等教育専攻（A類）の卒業要件の免許

※B類との共通科目もあるので59単位全部は不要

② 2種免許状（取得に必要な単位数 37単位）

※ B類との共通科目もあるので37単位全部は不要

※CAP等も考慮すると、2種免許状は負担が少ない。

## 【2】1種免許状の取得方法 法令上

①教科および教科の指導法に関する科目 **30単位**

\*教科に関する専門的事項（1教科1単位以上）

\*各教科の指導法（10教科、各教科1単位以上）

②教育の基礎的理解に関する科目 **10単位**

③道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 **10単位**

④教育実践に関する科目 **7単位**

\*教育実習 5単位

\*教職実践演習 2単位

⑤大学が独自に設定する科目 **2単位**

## 【3】具体的な1種免許状の取得方法（1）

- ① 教科及び教科の指導法に関する科目 30単位（後述）
- ② 教育の基礎的理解に関する科目 10単位  
= B類必修と共通
- ③ 道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 10単位 = B類必修と共通
- ④ 教育実践に関する科目 7単位（後述）
  - \* 教育実習 5単位 = 後述
  - \* 教職実践演習 2単位 = B類必修と共通
- ⑤ 大学が独自に設定する科目 2単位 = 余剰単位で取得済

## 【3】具体的な1種免許状の取得方法（2）

### ① 教科及び教科の指導法に関する科目30単位

\* FU科目（教育創成科目必修） = 5単位取得済

\* 各教科の指導法（10教科×2単位） = 20単位

\* 「教科に関する専門的事項」の追加取得は、技術コースを除いて不要

\* 技術コースの学生は、小学校の「教科に関する専門的事項」科目から 5単位以上 要履修

## 【3】具体的な1種免許状の取得方法（3）

### ④教育実習5単位

\*5単位のうち3単位までは「教育実習Ⅰ（B類）」の単位を振替⇒「2単位」取得すれば良い

【方法1】Ⅵ期（もしくはⅧ期）に、附属小学校で「教育実習（選択・初等）」（2単位）を履修

【方法2】もし、Ⅵ期に「教育実習Ⅱ（B類）」を履修予定で、**中学校での実習**を希望する場合には、この科目を「教育実習（選択・小中学校）」（2026年度から新設）として履修登録することで、小学校教諭に必要な教育実習として読み替えられる。

## 【4】 2種免許状の取得方法 法令上

①教科および教科の指導法に関する科目 **16単位**

\*教科に関する専門的事項（1教科1単位以上）

\*各教科の指導法（**6教科**、音楽、図画工作、体育のうち2教科以上を必ず含む、各教科1単位以上）

②教育の基礎的理解に関する科目 **6単位**

③道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 **6単位**

④教育実践に関する科目 **7単位**

\*教育実習 5単位

\*教職実践演習 2単位

⑤大学が独自に設定する科目 **2単位**

## 【5】具体的な2種免許状の取得方法（1）

- ① 教科及び教科の指導法に関する科目16単位（後述）
- ② 教育の基礎的理解に関する科目 6 単位  
= B類必修で充足
- ③ 道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、  
教育相談等に関する科目 6 単位 = B類必修で充足
- ④ 教育実践に関する科目 7 単位（後述）
  - \* 教育実習 5 単位 = 後述
  - \* 教職実践演習 2 単位 = B類必修と共通
- ⑤ 大学が独自に設定する科目 2 単位 = 余剰単位で取得済

## 【5】具体的な2種免許状の取得方法（2）

### ① 教科及び教科の指導法に関する科目16単位

\* 各教科の指導法（6教科×1単位） = 6単位

- ・ ただし、音楽、図画工作、体育から2教科以上を必ず含めていること

\* 「教科に関する専門的事項」の追加取得は、技術  
コースを除いて不要（B類各コースの必修科目で充足）

## 【5】具体的な2種免許状の取得方法（3）

### ○技術コースの学生の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位数充足方法

- \* 「初等○○科指導法」（1単位）×6教科以上
- \* 小学校の「教科に関する専門的事項」科目を1教科1単位以上、必要単位数分修得する（16単位全てが「初等○○科指導法（教育法）」は不可）
- \* 一部の教科指導法を「初等○○科教育法」（2単位）の履修とすることで「教科に関する専門的事項」の必要単位数を減らすことができる。

## 【5】具体的な2種免許状の取得方法（4）

### ④教育実習5単位

\*5単位のうち3単位までは「教育実習Ⅰ（B類）」の単位を振替⇒「2単位」取得すれば良い

【方法1】Ⅵ期（もしくはⅧ期）に、附属小学校で「教育実習（選択・初等）」（2単位）を履修

【方法2】もし、Ⅵ期に「教育実習Ⅱ（B類）」を履修予定で、**中学校での実習**を希望する場合には、この科目を「教育実習（選択・小中学校）」（2026年度から新設）として履修登録することで、小学校教諭に必要な教育実習として読み替えられる。